# 事業を 支援 新規出店や既存店の魅力向上を支援

業(バリューアップ)に対して費用の プ)や、既存店舗の魅力向上を図る事 どを展開する事業(チャレンジショッ 一部を助成します。 市内の空き店舗を活用して商売な

### チャレンジショップ事業

▼ 対象者 ▼募集期間 新規出店希望者 6月30日金まで

助成内容 の1以内、上限7万円/月) 家賃補助(家賃の2分

バリューアップ事業 ▼助成期間 最長12カ月間

▼対象者 三木市商店街連合会また

# 助成額

限15万円] 費〔対象経費の2分の1以内・上

間・申請 商店街パワーアップ事業推進委員会

・三木商工会議所 **382-3190** 

・三木市商店街連合会

市商工振興課 商業労政係 **☎**83-3377



募集期間 7月31日月まで 所で3年以上継続して事業を営む方 は三木商工会議所会員かつ既存場 改装・備品費・ - 下助成

▲申請方法など 詳細はこちら

空き家を改修した場合は、当該費 用の2分の1に相当する額を補助 さらに、事業に使用するために

を整備します。

▼対象(次の要件のほか、市が定め

る全ての要件を満たすこと)

事業所がある個人または法人 など

補助対象経費の2分の1

(上限50万円)

おいて、市内に住所および主たる

間•申請 市商工振興課 中小企業振興係

起業または第二創業をする日に

募集期間

6月9日金~7月7日金

募集数

4件程度

金額に加算(上限50万円)。

の一部を補助し、起業しやすい環境

事業の立ち上げなどに必要な経費

起業家 支援

起業・第二創業をめざす方を支援

#### ▲申請方法など 詳細はこちら

問· 申 請

## **向建築住宅課 指導係**

#### 道路の幅が4m未満の市道(狭あい道路)に かる費用の一部を助成狭あい道路の拡幅にた

助成金

方に、測量や登記に要した費用の一部を助成 おいて、道路拡幅に伴う後退用地を寄附した します。 助成対象となる土地 詳 しくは問い合わせてください。

るもの、または、既に建築物が建築されて あい道路に接する敷地で建築確認申請をす いる敷地で適正に後退がなされているもの 市街化区域にある狭

助成金額

①市街化区域内で防災街区課題地域外 20万円) 測量および登記費用の2分の1(上限

②防災街区課題地域内(一部の区域を除く) 30万円) 測量および登記費用の3分の2(上限

後退部分の寄 附に必要な測 狭あい道路 量および登記 費用を助成 後退 部分 붙築用地 2m後退 市がアスファ ルト舗装など を施工 直路中心線

#### 社労 務所

三木市大村63-48 TEL: 0794-82-8612 FAX: 0794-82-8944

岸井社労士事務所 | 検索 http://www.kisii-sr.com

#### 社会保険・労務管理・助成金・年金相談・給与計算 建設業許可・経営事項審査・農地転用許可

## 広告

# 受水槽適正管理のお願い

問

**向下水道課 下水道業務係** 

ある場合は市へ報告が必要です。

また、すでに届出をしている方も、次の変更が

井戸水から水道水へ切り替えたとき

∖ 三木の水道はすべて水質基準を満たしています /

域

城山

0

不検出

15

0.3未満

7.3

異常なし

異常なし

小林

0

不検出

19

0.3未満

7.5

異常なし

異常なし

区

自由が丘

0

不検出

13

0.6

6.9

0.5未満 0.5未満

|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|0.1未満|

井戸水を使用する箇所を変更したとき

転入転出などで使用人数が

変わったとき

問

市水道お客様センタ

水

広野

0

不検出

12

0.3未満

7.1

異常なし 異常なし

異常なし 異常なし

脇川

0

不検出

18

0.7

7.3

異常なし

配

西部

0

不検出

12

0.3未満

7.1

異常なし

**2**82-201

かじめ市への届出が必要です。

水道や農業集落排水に汚水を流す場合には、

あら

時間帯に検針を行います。

ご理解・ご協力をお

問 (市)水道工務課 施設係

みなぎ台 畑枝

0

不検出

18

8.0

7.3

0

不検出

18

0.8

7.5

|異常なし|異常なし|異常なし

名

北部

 $\cap$ 

不検出

18

8.0

7.5

異常なし

症対策として、早朝および夕方の比較的涼しい7月から9月の検針業務では、検針員の熱中

夏場の検針につ

61

て

井戸水などの水道水以外の水を使用して公共下

5월 上下水道部からのお知らせ

井戸水の使用・変更は届出を

務があります。 いる受水槽は所有者(管理者)が適正に管理する義 ビルやマンション、アパ などに設置されて

三木市水道お客様センターへ

転入や転居で水道を使用・中止する

●売買、相続などにより名義人が変わる

安全な水を宅内に供給するため、年に1度は清

こんな時は

●連絡先が変わる

**☎**82 - 2010

(平日のみ)

項

目

一般細菌

大腸菌

塩化物イオン

有機物

P H値

味

臭気

色度

濁 度

●長期間留守にする など

令和4年度 水質検査結果

水質基準値

100個/ml以下

検出されないこと

200mg/Q以下

3mg/见以下

5.8以上8.6以下

5度以下

2度以下

(令和4年4月~令和5年3月における年間平均値)

三木山

0

不検出

15

0.3未満

7.3

異常でないこと 異常なし 異常なし

異常でないこと 異常なし 異常なし

東部

0

不検出

13

0.7

6.9

午前8時30分~午後5時

市水道業務課 給水係

掃と点検を実施しま.

子 育

三木市役所・〒673-0492 上の丸町10-30・☎82-2000

異常なし 異常なし